

板橋区保育所等における安全対策支援事業補助金交付要綱

(令和5年3月22日区長決定)

(令和6年9月25日区長決定)

(令和7年9月12日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等の子どもの安全・安心を確保するための取組を支援するため、置き去り等の事故防止及び午睡時の事故防止に向けた民営保育所等の取組を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、民営保育所等とは、板橋区(以下「区」という。)内に所在する事業所であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)公設民営保育所

(2)児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第4項の規定により認可を得て設置された私立認可保育所

(3)就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(令和4年板橋区条例第17号)第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を除く。)

(4)法第34条の15第2項により板橋区長(以下「区長」という。)の認可を得て設置された小規模保育事業、事業所内保育事業又は居宅訪問型保育事業を行う事業所並びに家庭福祉員(区立ベビールームに在籍する家庭福祉員を含む。)

(5)東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日付12福子推第1157号)に規定する東京都認証保育所

(6)板橋区定期利用保育事業実施要綱(平成24年2月1日区長決定)に基づき実施される定期利用保育事業(私立認可保育所で実施している事業を除く。)

(7)法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設(居宅訪問型保育事業を除く。)

(8)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第11号に掲げる病児保育事業(区と病児保育事業について委託契約をしている者が行うものに限る。)

(補助対象事業者)

第3条 この要綱に基づく補助金の補助対象事業者は、民営保育所等の設置者(以下「設置者」とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。

(1)特別区民税及び軽自動車税を滞納している者(民営保育所等を運営している者が個人の

場合に限る。)

(2) 法人住民税を滞納している者(民営保育所等を運営している者が法人の場合に限る。)

(3) 暴力団(東京都板橋区暴力団排除条例(平成24年東京都板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(4) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、民営保育所等が実施する次の各号の事業とする。

(1) 施設外及び施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止の対策

(2) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等

(補助対象施設・事業)

第5条 本事業の交付の対象となる施設又は事業は、別表1に定めるとおりとする。

(補助事業の実施期間)

第6条 補助事業は、交付年度の3月31日までに完了しなければならない。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費は、民営保育所等が別表1の補助事業を行うにあたって支出した経費のうち、区長が適当と認めるものとする。

(補助金の交付額)

第8条 補助金の交付額は、別表2により定める事業の内容に応じ、補助基準額と補助対象経費として民営保育所等が支出した額とを比較していずれか少ない額を上限額とし、予算の範囲内で区長がその額を定め、1回に限り交付する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第9条 この要綱に基づく補助金を受けようとする設置者(以下「申請者」という。)は、板橋区保育所等における安全対策支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を作成し、区長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第10条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し、適当と認める場合は交付決定通知書(別記第2号様式)により、不適当と認める場合は不交付決定通知書(別記第3号様式)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 前条の審査により適当と認められ交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

- (1)補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - (2)補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3)補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「財産処分制限期間」という。)に定める期間を経過するまでは、区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - 3 区長は、交付決定者が区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。
 - 4 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - 5 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - 6 区長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、交付決定者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることができる。
 - 7 前2項の規定による報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区長は、交付決定者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
 - 8 前項の規定による命令に違反したときは、区長は、交付決定者に対し、補助事業の一部停止を命ずることができる。
 - 9 交付決定者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及び

その他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は財産処分制限期間に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、区長は、この決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。

(実績報告)

第13条 設置者は、補助事業が完了したとき、補助事業を中止したとき又は補助事業を廃止したときは、別に定める期日までに、板橋区保育所等における安全対策支援事業補助金実績報告書(別記第4号様式)に関係書類を添えて、補助事業の実績を区長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、前条の規定による実績報告の審査その他必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、板橋区保育所等における安全対策支援事業補助金確定通知書(別記第5号様式)により、設置者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

(交付請求)

第16条 第14条の規定により、補助金の額の確定の通知を受けた設置者は、請求書(別記第6号様式)により、区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(決定の取消し)

第17条 区長は、設置者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1)偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。

(3)交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 前項の規定は、第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第18条 区長は、第12条又は前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 設置者は、第17条第1項第1号及び第2号の規定により補助金の交付の決定が取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 設置者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 前2項の場合において、区長は、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止)

第20条 設置者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金(以下この条において「補助金等」という。)の全部又は一部を納付しない場合において、その設置者に対して、ほかの同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

(補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額)

第21条 設置者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに別記第7号様式により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させる

ことができる。

(調査)

第22条 区長は、補助金に関し必要と認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)によるものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は子ども家庭部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、要綱第4条第1号アの送迎バス用の安全装置の設置に係る事業については、令和4年4月1日から適用し、その他の事業については、令和4年12月15日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。

別表1(第5条関係)

事業の内容	補助対象施設又は事業
要綱第4条(1) 施設外及び施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止	認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、認証保育所、定期利用保育事業、病児保育事業、認可外保育施設
要綱第4条(2)	認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規

睡眠中の事故防止	模保育事業、事業所内保育事業、認証保育所、居宅訪問型保育事業、定期利用保育事業、病児保育事業、認可外保育施設
----------	--

※上記いずれの事業についても、令和7年4月1日以降に開設する施設又は事業を補助対象とする。

別表2(第8条関係)

補助基準額	補助対象経費
1施設当たり 2,000,000円	(1)施設外及び施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止の対策に必要な経費 (2)睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等に係る経費(リース料含む。)

【(2)の要件】

- ・対象児童については、0～2歳の児童を対象とする。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、対象機器を使用する必要があると区長が認める場合は対象とする。
- ・対象機器については、対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器(例：午睡チェック、無呼吸アラームなど)とする。また、機器の選定に当たっては、設置者において、「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定したものとする。
- ・本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、例えば、保育士の事務負担を軽減し、午睡中の見守りに専念することができるなど、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものである。このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通

知)等に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。

- ・機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は対象外とする。

別記第1号様式(第9条関係)

年 月 日

(宛先)板 橋 区 長

所 在 地
申 請 者
申請者職氏名
(施設名)

年度板橋区保育所等における安全対策支援事業補助金交付申請書

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1 申 請 額 金 円

2 添付書類

- (1) 調査書
- (2) 経費・導入する装置・機器・システム・設備等の概要がわかる資料
- (3) 補助対象経費の積算内訳が確認できる資料
- (4) その他必要な書類

別記第2号様式(第10条関係)

年 月 日

交 付 決 定 通 知 書

様

板 橋 区 長

年 月 日付けで交付申請のあった、年度板橋区保育所等における安全対策支援事業補助金については、下記により交付する。

記

1 施設名

2 補助金交付決定額

金 円

別記第3号様式(第10条関係)

年 月 日

不 交 付 決 定 通 知 書

様

板 橋 区 長

年 月 日付けで交付申請のあった、年度板橋区保育所等における安全対策支援事業補助金については、下記により不交付とする。

記

1 施設名

2 不交付理由

別記第4号様式(第13条関係)

年 月 日

(宛先)板 橋 区 長

所 在 地
実 施 者
実施者職氏名
(施設名)

年度板橋区保育所等における安全対策支援事業補助金の実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 交付決定額 金 円

2 事業実績額 金 円

3 添付書類

- (1) 調査書
- (2) 契約日が確認できる書類
- (3) 納品日・履行完了日・検査日が確認できる書類
- (4) 支出日が確認できる書類
- (5) その他必要な書類

別記第5号様式(第14条関係)

年 月 日

様

板 橋 区 長

年度板橋区保育所等における安全対策支援事業補助金交付額確定通知書

年度板橋区保育所等における安全対策支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 施設名

2 交付確定額 金 円

3 返還額がある場合

板橋区保育所等における安全対策支援事業補助金交付要綱第18条の規定に基づき
年 月 日 までに返還するよう命じます。

(1) 交付確定額 円

(2) 既交付済額 円

(3) 返還額 円

別記第6号様式(第16条関係)

年 月 日

請 求 書

(宛先)板 橋 区 長

所在地
請求者
請求者職氏名
(施設名)

年度板橋区保育所等における安全対策支援事業補助金について、下記により請求します。

	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額								

年 月 日

別記第7号様式(第21条関係)

(宛先)板 橋 区 長

(申請者)

事業者名

所在地

連絡先

代表者職氏名

(施設名)

年度板橋区保育所等における安全対策支援事業補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 付 第 号 により 交 付 確 定 通 知 を 受 け た 年 度
板橋区保育所等における安全対策支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額について、下記のとおり報告する。

記

- 1 年度板橋区保育所等における安全対策支援事業補助金第14条に基づく額の確定額又は
実績報告額

金 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(年度板橋区保
育所等における安全対策支援事業補助金返還相当額)

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資
料、特定収入の割合を確認できる資料)